○ 主文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人が控訴人に対してなした昭和四三年一一月一八日付控訴人の昭和四一年度および昭和四二年度の各所得税の更正処分および加算税の賦課決定はこれを取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。との旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。当事者双方の事実上および法律上の主張並びに証拠の関係は、控訴代理人において当審における控訴人本人尋問の結果を援用し、乙第八号証が被控訴人説明のとおいの図面であることおよび第九号証の原本の存在および成立は、すべて認める、との図面であることおよび第九号証および第九号証(写をもつて提出)を提出し、第八号証は本件課税処分に対する審査請求の審査の過程で、控訴人が東京国税局協議団横浜支部に提出した横浜市南区<以下略>および同所<以下略>の土地の分割図である、と付陳したほかは、原判決事実摘示と同一である。

〇 理由

当裁判所は、当審における新たな弁論および証拠調の結果を勘酌しても、控訴人の本訴請求は失当であると判断するものであるが、その理由として原判決理由説明を引用するほか、次のとおり付加説明する。

一、以下の事実は、本件当事者間に争のないところである。

(一) 控訴人は、昭和四〇年一〇月二三日、原判決添付目録(一)記載の土地(以下本件(一)の土地という。)を訴外Aから、代金一五〇万八、〇〇〇円で買受け、同年一一月一日から昭和四一年三月頃までの間に右上地を宅地に造成したうち、同月三〇日以降同年一〇月一九日までの間に七回に亘つて、右造成宅地のうち四六九・六六平方米を訴外ナショナル興業株式会社外二名に分譲し、合計金四〇万七九五円の収入を得たが、右収入金額に対応する土地の取得原価および宅地の造成費等は、合計二〇一万四、九六三円である。控訴人は、更に本件(一)の土地の残余四八〇・一一二平方米を昭和四二年一月二〇日、訴外喜栄土地開発株式会社に分譲し、金四三三万六五〇円の収入を得たが、右収入金額に対応する土地の取得原価および宅地造成費等は、合計金二〇八万八、八三三円である。

問の結果に弁論の全趣旨を総合すれば、控訴人が買受の当時、本件(一)の土地は、ほぼ南西から北東に三〇度ないし四〇度、あるいはそれ以上の角度で下降する約一五メートルの高低差のある急傾斜の山林であり、また、本件(二)の土地も、窪地であつて、いずれもそのままでは宅地としては利用不可能の土地であつたところ、控訴人は、本件(一)の土地については、訴外漆原土木株式会社に工事を請負

わせてこれを五段の階段状の宅地に造成し、これに水道施設を設け、また、本件 (二)の土地については、訴外勧銀土地建物株式会社が行つた隣接土地の宅地造成 工事によつて生ずる残土の捨場として利用させて、これを平坦な宅地に造成したも のであることを認めることができる。

そこで、以上の事実を総合すれば、本件(一)および(二)の土地の価値の増加は、殆んどすべて控訴人が右各土地に区画形質の変更を加え、更に本件日の土地については、これに水道施設を設けて、これを宅地として造成したことによるものであつて、控訴人が上述したとおり、右各土地を取得後かなり短期間のうちにこれを他に分譲したことにかんがみれば、控訴人がこれらの土地を取得後これを処分するまでの間における時の経過による地価の値上りがこれらの土地の価値の増加に寄与した程度は、殆んど皆無であるか、または然らずとしても甚だ僅少であつたものというべく、従つて、さきに認定した控訴人が本件(一)および(二)の土地の譲によって得た所得も、主として控訴人がこれらの土地を宅地に造成改良した上でこれを分譲したことによって生じたものということができる。

三、いまこれを本件について見るに、控訴人は、本件(一)および(二)の土地を取得後、山林であつた右各土地を宅地に造成改良の上、短時日のうちに相次いで他に分譲したのであつて、この譲渡行為による所得がたな卸資産に準ずる資産の譲渡による所得として、譲渡所得に該当しないことは、上記二においてした説明に照し明かというべきである。而して控訴人による本件(一)および(二)の土地の分譲は、業として行われたのではないのであるから、右分譲によつて得られた控訴人の

所得は、所得税法第三五条にいう雑所得であつて、被控訴人がこれと同一の見解のもとに、右所得には租税特別措置法の適用がないとして控訴人に対してした本件係 争の所得税の更正の処分および右処分を前提とする加算税の賦課決定の処分にはな にらの違法はなく、控訴人の本件請求は失当たるを免れない。

(裁判官 平賀健太 石崎四郎 安達昌彦)